

令和 2 年度「国際スポーツ大会を契機とした観光振興」に係るインフルエンサー等を  
活用したプロモーション業務委託  
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都では、欧米豪など比較的富裕層が多い国からの観戦客が多く訪れるラグビーワールドカップ 2019 開催を契機とし、主として、スポーツ観戦の合間に東京と日本各地の周遊を促すための目的を絞ったプロモーションを行い、東京と日本各地の認知度を高める取り組みを行っている。

本事業では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）等を契機に来訪が多く見込まれる国からの観戦客及びスポーツファン層等に対し、インフルエンサー等を活用し、大会の盛り上がりや東京及び東京以外の各競技会場を含めた各地の観光情報等を発信することを通じ、旅行者の東京と日本各地への来訪・再来訪を促進する。

については、より発信力・影響力のあるインフルエンサーの提案、訴求力の高い媒体を活用した効果的な情報発信、事業全体の進行管理をし、運営に係る一切の業務を円滑に遂行できるような体制管理及び効果測定等を実施することができる、業務遂行能力の高い受託者を選定するため、プロポーザル方式で委託事業者を募集し、各事業者の適格性等を審査する（以下「企画審査会」という）。

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金 67,000,000 円也

4 契約の履行期間契約

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 3 年 2 月 26 日（金）まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和 2 年 2 月 21 日（金）

希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）ホームページにて契約情報を参照のこと。

- (2) 公募締切  
令和2年2月28日（金）正午
- (3) 企画審査会への指名通知  
令和2年3月2日（月）
- (4) 質問の受付期間  
令和2年3月2日（月）から令和2年3月4日（水）正午まで  
様式1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。  
※「質問票」送付先電子メールアドレス [tochihara@tcvb.or.jp](mailto:tochihara@tcvb.or.jp)  
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。
- (5) 質問への一斉回答  
令和2年3月5日（木）中に行う。  
企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。  
※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限  
令和2年3月18日（水）正午
- (7) 企画審査会の開催  
令和2年3月23日（月）（時刻については別に定める）
- (8) 審査結果の通知  
令和2年3月24日（火）までに行う。

## 6 企画提案に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を留意のうえ、提案すること。

### (1) 提出物

#### ア 企画提案書

企画提案書は、原則下記の項目に従い作成し、A4 版横、各項番号を明記し提出すること。

企画提案書のタイトルは、「令和2年度「国際スポーツ大会を契機とした観光振興」に係るインフルエンサー等を活用したプロモーション業務委託」とすること。

- ① 会社概要
- ② 体制図及び業務フロー（業務遂行にあたり協力先などがある場合はそれらも含めること）
- ③ 全体的な業務スケジュール
- ④ 対象市場・ターゲット分析

- ⑤ インフルエンサー等の選定及び招聘に関する提案（人物詳細・影響力、実施時期、取材行程、発信方法等を含む）
- ⑥ 翻訳者（または会社）、通訳（またはコーディネーター）の実績
- ⑦ インフルエンサー等を活用した情報発信に関する提案（実施内容、実施時期及び媒体、発信内容等を含む）
- ⑧ 事務局業務（責任体制、窓口対応、取材実施中の対応等を含む）
- ⑨ 効果測定の手法
- ⑩ アピールできる強み及びこれまでの活動実績
- ⑪ その他特筆すべき事項、追加提案等（必要に応じて）

イ 見積書

見積書には以下の項目を入れ込むこと。

- ① 仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。
- ② 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とすること。なお、消費税は10%で見積もること。
- ③ 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。

ウ 上記「ア 企画提案書」と「イ 見積書」のPDFデータを入れたCD-R等の電子記録媒体

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	12部
	あり	なし	1部
イ 見積書	なし	なし	12部
	あり	あり	1部
ウ 電子記録媒体	あり	なし	1部

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書 及び イ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法と提出先

ア 提出方法

郵送または持参とする。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

※提出物の封筒等に「令和 2 年度「国際スポーツ大会を契機とした観光振興」に係るインフルエンサー等を活用したプロモーション業務委託審査会資料」と朱書すること。

(4) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は様式 2「辞退届」を令和 2 年 3 月 18 日（水）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

7 企画審査会の実施方法・実施時間等

(1) 実施日

令和 2 年 3 月 23 日（月）予定

(2) 会場（予定）

東京都文京区関口 1 丁目 44-4 新荒井ビル 3 階 外部会議室

(3) 実施時間

各社の開始時間、提案説明時間等については別途通知する。なお各社は、開始時間の 10 分前には、新荒井ビル内の指定場所で待機すること。

(4) 参加可能人数

各社 4 名以内とする。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「令和 2 年度「国際スポーツ大会を契機とした観光振興」に係るインフルエンサー等を活用したプロモーション業務委託事業者選定企画審査会実施要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。

評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 実施体制及びスケジュールについて

- ・本事業趣旨を十分に理解し、一連の業務全てが効率的で円滑な運営が行える体制が提案されているか。
- ・計画的かつ現実的な事業実施スケジュールが提案されているか。

(2) インフルエンサー等派遣取材企画調整・手配業務について

- ・各対象市場において発信力・影響力のあるインフルエンサー等を推薦している

か。

- ・ 招聘実施時期が適切であり、取材行程案は実現可能で余裕を持った行程か。
- ・ 通訳ガイド（またはコーディネーター）を含む一連の手配業務が滞りなく実施できる体制が整っているか。

(3) インフルエンサー等を活用した情報発信について

- ・ 大会期間中の情報発信が確実に実施できるような設計となっているか。
- ・ 東京及び東京以外の各競技会場周辺の観光地としての魅力を十分に活用し、訴求力の高いコンテンツの提案がなされているか。

(4) 事務局業務について

- ・ 事業全体の進行管理をし、運営に係る一切の業務を行うとともに、関係機関との連絡調整を円滑に遂行できるような体制が提案されているか。

(5) 効果測定及び広告について

- ・ 本事業の主旨を理解し、適切な効果測定及び報告に関する提案がなされているか。

(6) 見積

- ・ 価格の妥当性等

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレスへ一斉に回答する。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託

上限額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：栃原、中田）

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

電話：03-5579-2683 / FAX：03-5579-2685

以上